

地方独立行政法人 神奈川県立病院機構の料金に関する規程 新旧対照表 (案)

新		旧		改正理由																																
<p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和3年6月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和3年7月1日から施行する。</u></p>		<p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和3年6月1日から施行する。</p>		<p>こども医療センターにおいて、新たに小児摂食障害に対する偏食相談を開設するため、これに係る料金を追加規定する。</p>																																
<p>別表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別に経費を要する診療等</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遺伝カウンセリング料</td> <td>1回</td> <td>1 カウンセリング 12,000円 2 遺伝子検査 診療報酬の算定方法により算定した額に消費税等及び当該検査に係る実費相当額を加える。</td> </tr> <tr> <td>小児摂食障害に対する偏食相談料</td> <td>こども医療センター 1回</td> <td>1 基本料金 11,000円 2 2回目以降(前回の相談から3か月未満の場合に限る。)は、5,500円(30分まで) 3 2において、30分を超えた場合、以後30分ごとに5,500円を加える。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	単 位		金 額	(略)			特別に経費を要する診療等	(略)		遺伝カウンセリング料	1回	1 カウンセリング 12,000円 2 遺伝子検査 診療報酬の算定方法により算定した額に消費税等及び当該検査に係る実費相当額を加える。	小児摂食障害に対する偏食相談料	こども医療センター 1回	1 基本料金 11,000円 2 2回目以降(前回の相談から3か月未満の場合に限る。)は、5,500円(30分まで) 3 2において、30分を超えた場合、以後30分ごとに5,500円を加える。	(略)			<p>別表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別に経費を要する診療等</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遺伝カウンセリング料</td> <td>1回</td> <td>1 カウンセリング 12,000円 2 遺伝子検査 診療報酬の算定方法により算定した額に消費税等及び当該検査に係る実費相当額を加える。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	単 位	金 額	(略)			特別に経費を要する診療等	(略)		遺伝カウンセリング料	1回	1 カウンセリング 12,000円 2 遺伝子検査 診療報酬の算定方法により算定した額に消費税等及び当該検査に係る実費相当額を加える。	(略)	
区 分	単 位	金 額																																		
(略)																																				
特別に経費を要する診療等	(略)																																			
	遺伝カウンセリング料	1回	1 カウンセリング 12,000円 2 遺伝子検査 診療報酬の算定方法により算定した額に消費税等及び当該検査に係る実費相当額を加える。																																	
小児摂食障害に対する偏食相談料	こども医療センター 1回	1 基本料金 11,000円 2 2回目以降(前回の相談から3か月未満の場合に限る。)は、5,500円(30分まで) 3 2において、30分を超えた場合、以後30分ごとに5,500円を加える。																																		
(略)																																				
区 分	単 位	金 額																																		
(略)																																				
特別に経費を要する診療等	(略)																																			
	遺伝カウンセリング料	1回	1 カウンセリング 12,000円 2 遺伝子検査 診療報酬の算定方法により算定した額に消費税等及び当該検査に係る実費相当額を加える。																																	
(略)																																				

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の料金に関する規程の一部改正について

1 改正の趣旨

こども医療センター新生児科において、「小児摂食障害に対する偏食相談」を開設することに伴い、特別に経費を要する診療等として料金を設定する。

2 改正の概要

(1) 小児摂食障害に対する偏食相談の内容

こども医療センターの偏食外来は、全国で唯一の「小児の食べにくさに目を向けた外来」であり、県内及び関東圏だけでなく全国から受診依頼があるが、診療のほか、「相談」に対する要望も増えていることから、下記「偏食相談」を開設する。

<相談の概要>

区分	概要
対象年齢	原則満4歳未満 (経管栄養の利用、発達障害その他疾病の有無を問わない。)
相談内容	食事に関すること
提供できるサービス	・年齢相応の食べる機能、行動、生活リズムについての情報 ・変更可能な環境調整の提案 ・ご家族の行動変容
相談の流れ	相談の実施については、オンラインで行う。 1. 初回問診表および食事の動画の事前送付 2. 初回相談 60分 3. 2回目以降 30分まで、以後30分ごと延長 患者からの申込みに基づき、回数に上限は設けない。

(2) 相談料について

医師が相談に要する費用に基づき、料金を設定する。

- 医師の person 費相当額(千円未満四捨五入)に消費税を加算し算出
 $17,959 \text{ 千円 (年間)} \div 1883.25 \text{ 時間}^{\text{注}} = 9,536.2 \text{ 円} \approx 10,000 \text{ 円}$
 $10,000 \text{ 円} \times 1.1 \text{ (消費税相当額)} = 11,000 \text{ 円}$

注 医師の平均時給(令和3年度予算編成時における職種別平均給与に基づく)。

- 初回(60分)は11,000円、2回目以降は30分まで5,500円、30分を超えた場合は、以後30分ごとに5,500円を加える。なお、2回目以降であっても前回の相談から3か月を超えた場合は初回として扱い、初回同様の料金を徴する。

3 改正内容

新旧対照表のとおり。

4 施行期日

令和3年7月1日